

## 三井住友信託ダイレクト住宅ローン規定

### 第1条 適用範囲

1. 三井住友信託ダイレクト取引規定に定める契約者が、インターネットバンキングにより当社所定の住宅ローン商品について取り引きを行う際は、住宅ローン契約や特約の各条項および三井住友信託ダイレクト取引規定のほか、本規定により取り扱います。
2. 契約者はインターネットバンキングによる住宅ローン取引を希望する際は、当社所定の方法で手続きするものとします。

### 第2条 残高等の照会

契約者は、住宅ローン契約の借入残高等、当社所定の契約項目の照会を当社所定のパーソナルコンピュータ等（以下、「端末」という。）から行うことができます。（一部の住宅ローン商品を除く。）

### 第3条 一部繰上返済

1. 契約者は、住宅ローン契約に係る一部繰上返済を端末から申込みことができます。ただし、次の各号に該当するときは、申し込みが行えない場合があります。
  - (1) 住宅ローンの返済用預金口座が、契約者の代表普通預金口座でない場合。
  - (2) 住宅ローンの返済が遅れている場合。
  - (3) 一部繰上返済時に引落口座の残高が必要額に不足している場合。
  - (4) その他当社所定の条件を満たしていない場合。
2. 契約者は、当社所定の受付時間、手続日、手数料、返済できる金額等に従って一部繰上返済を申込みます。
3. 契約者は、一部繰上返済の申込後は当該手続を取り消し・変更できないものとします。

### 第4条 金利コース変更

1. 契約者は、住宅ローン契約に係る金利コース変更を端末から申し込むことができます。ただし、次の各号に該当するときは、申し込みが行えない場合があります。
  - (1) 住宅ローンの返済用預金口座が、契約者の代表普通預金口座でない場合。
  - (2) 住宅ローンの返済が遅れている場合。
  - (3) 金利コース変更時に引落口座の残高が必要額に不足している場合。
  - (4) その他当社所定の条件を満たしていない場合。
2. 契約者は、当社所定の受付時間、手続日、手数料、変更できる金利コース等に従って金利コース変更を申し込みます。
3. 契約者は、金利コース変更の申込後は当該手続を取り消し・変更できないものとします。

### 第5条 規定等の準用

本規定に定めのない事項については、三井住友信託ダイレクト取引規定その他の規定、当社の定める手続き、取引慣例等により取り扱います。

### 第6条 規定の変更

1. 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとし、この変更によって生じた損害について、当社はいっさいの責任を負いません。
3. 契約者は、本規定についての変更の有無の確認、変更があったときの変更後の規定の郵送等による配布をいつでも当社宛請求することができます。

以 上